

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅲ 基金協会の一般監督事務に係る留意事項 2 経理処理 基金協会の経理処理は、法令、定款その他基金協会が定める諸規定に基づくほか、公正なる会計慣行を斟酌して行われることに留意するものとする。 また、経営の合理化、信用の維持及び資産内容の健全化を図るため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収益及び費用は原則として発生主義により正確に計上され、その期の経営状況が明らかにされる必要があることに留意するものとする。 これらのことを基本とし、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。 2－1 (略) 2－2 その他の経理処理 その他の経理処理に当たっては、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 引当金等の繰入れ イ・ロ (略) ハ 特別準備金又は特別支援金 (イ) 会計命令第 44 条第 1 項に規定する「農業の担い手の育成に資する資金」とは、法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金等（農業者に対する貸付けに限る。）とし、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定	Ⅲ 基金協会の一般監督事務に係る留意事項 2 経理処理 基金協会の経理処理は、法令、定款その他基金協会が定める諸規定に基づくほか、公正なる会計慣行を斟酌して行われることに留意するものとする。 また、経営の合理化、信用の維持及び資産内容の健全化を図るため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収益及び費用は原則として発生主義により正確に計上され、その期の経営状況が明らかにされる必要があることに留意するものとする。 これらのことを基本とし、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。 2－1 (略) 2－2 その他の経理処理 その他の経理処理に当たっては、次の事項に適合しているかについて留意するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 引当金等の繰入れ イ・ロ (略) ハ 特別準備金又は特別支援金 (イ) 会計命令第 44 条第 1 項に規定する「農業の担い手の育成に資する資金」とは、法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金等（農業者に対する貸付けに限る。）とし、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定

する資金にあつては、原則として、同要綱第3の6に規定する債権保全措置が講じられていること。

なお、農業近代化資金等を対象資金とした上で、さらに農業者の農業経営に必要な資金であつて、都道府県が助成措置を講じている資金を対象とすることを妨げない。

(ロ) ～ (ニ) (略)

二・ホ (略)

(4)・(5) (略)

する資金にあつては、原則として、同要綱第3の3に規定する債権保全措置が講じられていること。

なお、農業近代化資金等を対象資金とした上で、さらに農業者の農業経営に必要な資金であつて、都道府県が助成措置を講じている資金を対象とすることを妨げない。

(ロ) ～ (ニ) (略)

二・ホ (略)

(4)・(5) (略)

附 則

この通知の改正は、令和8年10月1日から適用する。